

## 柏市工事成績評定要領

制定 平成16年 2月10日

施行 平成16年 4月 1日

### (目的)

第1条 この要領は、柏市工事検査要領第12条に規定する工事成績評定表の作成に関し、本市が発注する工事に関する成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図り、技術水準の向上に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、請負契約金額が200万円を超える工事について行うものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 災害、事故等に伴う緊急措置工事
- (2) 仮設物設置工事（存置期間が定められているものに限る。）
- (3) その他技術管理課長が必要がないと認めるもの

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事担当課においては、当該工事の監督職員及び統括リーダーとし、技術管理課においては、専門検査職員又は臨時検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

### (評定の時期)

第4条 評定は、工事担当課の監督職員及び統括リーダーにあっては当該工事が完成したときに、検査職員にあっては検査実施のつどとする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

2 工事の成績の採点は、第1号様式「工事成績評定表」により行い、細目別評定点の算出は、第2号様式「細目別評定点採点表」

により行うものとする。

- 3 評定は、別紙 1 から別紙 3 までの「工事成績採点の審査項目別運用表」により行うとともに、別紙 4 「記入方法及び留意事項」及び別紙 5 「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。
- 4 工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」についての評定は、受注者から第 3 号様式により提出のあった場合に当該工事における実施状況を含めて考慮するものとする。
- 5 土木工事は、工事成績採点の審査項目別運用表（土木工事）、建築工事・設備工事は、工事成績採点の審査項目別運用表（建築工事・設備工事）の各記載に従い、使い分けるものとする。
- 6 請負契約金額が 500 万円以上と 500 万円未満の工事では、工事成績採点の審査項目別運用表の記載に従い、評価対象項目を使い分けるものとする。

（審査項目の採点方法）

#### 第 5 条の 2 出来形、中間検査があった場合

評定点合計(⑥) = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ③ × 0.2 + ④ × 0.2) - ⑤

出来形、中間検査がなかった場合

評定点合計(⑥) = (① × 0.4 + ② × 0.2 + ④ × 0.4) - ⑤

- 2 出来形、中間検査が 2 回以上あった場合、評定点(③)は、出来形、中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 3 出来形(部分引渡し)の場合は、監督職員、統括リーダー及び検査職員がそれぞれ評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 評定点(①～④)は、小数第 1 位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 法令遵守等は、統括リーダーが記入する。
- 7 所見は必ず記入する。
- 8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしない。

（工事成績評定表の提出）

第 6 条 監督職員は、当該工事完成検査を実施する日までに所要事項を記入した工事成績評定表を検査職員に提出するものとする。

(受注者への通知)

第7条 市長は、完成検査により作成した評定の結果について、評定点合計その他別に定める事項を記載した工事検査通知書により当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条の2 市長は、瑕疵担保期間中に関係法令違反、事故等により瑕疵が判明したとき、または、当該評定を修正する必要が認められるときは、評定を修正するとともに、その結果を当該工事の受注者に工事成績評定修正通知書により通知するものとする。

(評定の結果に関する説明の申出に対する回答)

第8条 市長は、前条による通知を受けた受注者から当該通知に係る評定の結果に関し、当該通知日から起算して14日以内に、市長に対して第4号様式「工事成績評定結果説明申出書」により説明の申出があるときは、評定の理由その他評定の説明に関した事項を記載した第5号様式「工事成績評定結果説明書」により速やかに回答するものとする。

(評定の結果の閲覧)

第9条 市長は、第7条の規定による評定の結果について、当該工事の受注者に通知後速やかに、技術管理課において工事検査通知書の写しにより閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規定による閲覧を、工事の完成検査日から1年を経過する日の年度末まで行うものとする。

(評定の改善指標の明示)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、当該工事成績評定が70点未満である受注者に対し、工事成績評定の改善指標について明示し説明を行うことができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(柏市工事成績評定要領の廃止)

- 2 柏市工事成績評定要領(平成10年3月31日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年3月31日以前に発注した工事については、従前の要領による。

附 則

(施行期日)

- 5 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 6 平成26年3月31日以前に発注した工事については、従前の要領による。

附 則

(施行期日)

- 7 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 8 平成28年3月31日以前に発注した工事については、従前の要領による。

附 則

(施行期日)

- 9 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 10 平成29年7月31日以前に発注した工事については、従前の要領による。

附 則

(施行期日)

- 11 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 12 令和4年5月1日以前に発注した工事については、従前の要領による。

附 則

(施行期日)

1 3 この要領は，令和 7 年 5 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

1 4 令和 7 年 5 月 1 4 日以前に工事施行伺を起票した工事については，従前の要領による。